

第19回入善町農業委員会議事録

平成25年2月12日午後1時30分から第19回入善町農業委員会が4F全員委員会室で開催された。

委員定数 18名 委員現在数 18名

出席委員 16名

1番 綿利秋	3番 泉征幸	4番 長田昭	5番 小澤吉孝
6番 福澤満夫	7番 寺崎敏明	8番 鍋嶋太郎	9番 眞岩確成
10番 舟見友憲	11番 窪野俊和	13番 松原二美榮	14番 高見敏明
15番 佐藤一仁	16番 米山義隆	17番 福島信子	18番 若島せつ子

欠席委員 2名

2番 中島茂樹 12番 酒井良博

本会議に、議案の説明のため出席した者の職、氏名は次のとおり。

入善町農業委員会	事務局長	竹島秀浩
入善町農業委員会	主幹	横山国昭
入善町農業委員会	主任	上田安彦
入善町農業委員会	主事	田中優子
入善町農業委員会	主事	小林和輝

議事日程及び本日の会議に付した案件は次のとおり

日程第1	会期及び議事日程の件
日程第2	議事録署名委員決定の件
日程第3	議案第61号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第4	議案第62号 農地法第5条の規定による意見進達について
日程第5	議案第63号 農用地利用集積計画の決定について
日程第6	議案第64号 農業委員会委員選挙人名簿登載申請書に意見を付す件

議長（鍋嶋 太郎）

皆さん、お疲れ様です。まだまだ寒い日が続いておりますが、だいぶ日中の時間が長くなっております。育苗ハウスの準備に関する話題も多くなり、いよいよ田植えシーズンが近づいているなど感じております。

さて本日も議案第63号にて利用権の議題がありますが、これは、来年度産の作付に対する利用権設定ということになりますので、人・農地プランにおける農地集積協力金の対象となります。

それでは、本日も最後まで、慎重審議をよろしくお願いします。

議長（鍋嶋 太郎）

第19回入善町農業委員会を始めたいと思います。順序に従いまして日程第1、会期及び議事日程の件を議題といたします。会期を本日1日限りとし、日程は第1より第6終了までといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(全員 「異議なし」の発言あり)

議長(鍋嶋 太郎)

異議なしとの発言がありますので、会期を本日1日限りとし、日程は議事終了までと決定いたします。

―― 議事録署名委員決定の件 ――

議長(鍋嶋 太郎)

次に、日程第2、議事録署名委員決定の件を議題といたします。3番泉委員と4番長田委員に決定いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(全員 「異議なし」の発言あり)

議長(鍋嶋 太郎)

異議なしとの発言がありますので、ご両名に決定いたします。

議長(鍋嶋 太郎)

次に、日程第3、議案第61号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局から朗読と説明をお願いいたします。

事務局

議案第61号、農地法第3条の規定による許可申請について。次のとおり許可申請があったので審議を求めます。今回は2件の申請があります。

まず、申請番号1番、農地の所在地は、神林〇〇番地、神林〇〇番地、計2筆。現況地目、公簿地目ともに全て田、合計面積は5,881㎡です。

譲渡人は、入善町神林〇〇番地の〇〇さん外1名で、譲受人は、同じく入善町神林〇〇番地の〇〇さんです。

譲渡人と譲受人は親子です。息子さんの〇〇さんは、人・農地プランの「青年就農給付金」を利用して新規に就農します。この給付金について、農業後継者は対象となりません。〇〇さんは個別の経営体として独立するため、〇〇さん所有の田を5反歩以上、譲り受けることになりました。

続いて申請番号1番の3条許可要件の確認です。農地法第3条に規定される許可要件は7つです。

農地法第3条第2項第1号については、通作においては、今回譲り受ける田は、譲受人の自宅に隣接しており、通作に支障はないと見込まれること、耕作者本人が2年の農作業従事経験があることからみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第2号については、原則として農業生産法人以外の法人は農地の権利を取得できないというのですが、当該申請における譲受人は法人ではないため、適用はありません。

農地法第3条第2項第3号については、信託の引受による農地の取得は認めないというのですが、当該申請は信託の引受ではないため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第4号について、農作業に常時従事している者が、8カ月にわたり、農作業に従事していることから、農地の耕作者本人が、農作業を行う必要のある日数について農作業に従事すると認められるため、要件を満たすと考えられます。

農地法第3条第2項第5号について、当該申請による農地取得後の経営面積が50aに達することという、いわゆる5反歩要件ですが、譲受人の当該農地取得後の経営面積は5,881㎡であるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第6号については、農地利用集積円滑化団体による農地利用集積事業等でなければ、原則転貸を認めないというのですが、当該申請に係る農地は譲渡人が所有する農地であるため転貸には当たらず、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第7号について、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に影響を及ぼす支障は生じないと認められることから、要件を満た

すと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

農業委員による意見書の確認印は、綿委員にいただいております。

次に、申請番号2番、農地の所在地は、神林〇〇番地、神林〇〇番地で、計2筆。現況地目、公簿地目は、神林〇〇番地が、ともに田、神林〇〇番地は、ともに畑、合計面積は693㎡です。

譲渡人は、入善町神林〇〇番地の〇〇さんで、譲受人は、入善町神林〇〇番地の〇〇さんです。

譲渡人と譲受人の自宅は、隣接しており、当該農地も道路を挟んで隣接しております。

今回、譲受人の〇〇さんは、農地を買い受け経営面積の拡大を図ります。

続いて申請番号2番の3条許可要件の確認です。

農地法第3条第2項第1号については、譲受人が現在経営する農地は全て耕作されており、通作距離は5mで、通作に支障はないと見込まれること、耕作者本人が30年の農作業従事経験があることからみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第2号については、原則として農業生産法人以外の法人は農地の権利を取得できないというのですが、当該申請における譲受人は法人ではないため、適用はありません。

農地法第3条第2項第3号については、信託の引受による農地の取得は認めないというのですが、当該申請は信託の引受ではないため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第4号について、農作業に常時従事している者が、8カ月にわたり、農作業に従事していることから、農地の耕作者本人が、農作業を行う必要のある日数について農作業に従事すると認められるため、要件を満たすと考えられます。

農地法第3条第2項第5号について、当該申請による農地取得後の経営面積が50aに達することという、いわゆる5反歩要件ですが、譲受人の当該農地取得後の経営面積は13,092㎡であるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第6号については、農地利用集積円滑化団体による農地利用集積事業等でなければ、原則転貸を認めないというのですが、当該申請に係る農地は譲渡人が所有する農地であるため転貸には当たらず、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第7号について、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に影響を及ぼす支障は生じないと認められることから、要件を満たすと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

農業委員による意見書の確認印は、こちらも綿委員にいただいております。

以上2件です。よろしく申し上げます。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、現地の確認を行った委員から補足説明をお願いいたします。

綿委員

2件とも私が確認しました。

まず、申請番号1番は、〇〇さんと〇〇さんの親子による所有権移転です。新規就農ということで地元では、〇〇さんに期待しております。問題ないと考え確認印を押しました。

次に、申請番号2番ですが、譲受人の〇〇さんが、自宅から近い当該農地を耕作したいとのことで話をされておりましたので、問題ないと考えております。

以上です。よろしく申し上げます。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

(質問・意見なし)

議長 (鍋嶋 太郎)

では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。
よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(全員「異議なし」の発言あり)

議長 (鍋嶋 太郎)

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。
議案第61号、農地法第3条の規定による許可申請についてを、原案どおり許可することに、ご異議ございませんか。

(全員「異議なし」の発言あり)

議長 (鍋嶋 太郎)

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり許可することに決定いたします。

議長 (鍋嶋 太郎)

次に、日程第4、議案第62号、農地法第5条の規定による意見進達についてを議題といたします。事務局から朗読と説明をお願いいたします。

事務局

議案第62号、農地法第5条の規定による意見進達について。次のとおり、許可申請があったので審議を求めます。今回は6件の申請があります。

まず、申請番号1番、申請地は入善町青島〇〇計1筆、台帳地目、現況地目ともに田で、面積は324㎡です。譲渡人は入善町青島〇〇番地の〇〇さんで、譲受人は入善町入膳〇〇番地〇〇〇〇-〇〇の〇〇さんです。転用目的は「農家分家住宅敷地」で、契約内容は使用貸借権の設定です。

申請者の〇〇さんは、現在、妻と子どもと一緒に町営住宅に入居していますが、子どもが成長してきたため、父から申請地を借り受けて、実家の側に農家分家住宅を新築する予定ですが、実家の両親に子どもの面倒を見てもらいたいことや、将来的に両親の面倒を見たいと考えていることから、実家の側で建設する必要があり、今回の申請地での転用申請となりました。

申請地は、住宅、カーポート、庭等として利用する計画であり、面積は500㎡以内と、住宅の基準を満たしています。

国が農地法の事務処理上の留意点等を示す技術的指導として制定した「農地法の運用について」の中で示されている農地転用の許可基準に照らし合わせれば、申請地の農地の区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、良好な営農条件を備えている農地・第1種農地であると判断します。

第1種農地の転用は原則不許可となっていますが、転用目的が「農家分家住宅敷地」で、運用通知第2の1の(1)のイの(イ)のcの(d)による、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活に必要な施設で集落に接続して設置されるもの」の項目に適合すると認められることから、農地の区分と転用目的には問題がないと考えます。

用地の選定にあたっては、申請地の他には周辺に当該目的を達成できそうな農地以外の土地や第2種農地、第3種農地は存在しないことから、農地の代替性についても申請地は適当であると思われます。

申請地は、平成25年1月31日に農振農用地から除外済みであり、隣接耕作者は申請者本人、入善土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

次に、申請番号2番、申請地は入善町吉原〇〇、吉原〇〇の計2筆、台帳地目は田、現況地目は畑、合計面積は325.01㎡です。譲渡人は入善町吉原〇〇番地の〇〇さんで、譲受人は同じく入善町吉原〇〇番地の〇〇さんです。転用目的は「農家住宅敷地拡張」で、契約内容は使用貸借権の設定です。

申請者の〇〇さんは、水稻約9haを経営する認定農業者ですが、経営規模の拡大に伴い農作業所が手狭になったことや、より効率的に農作業を行うため、紙袋での出荷からフレコンでの出荷に変更することから、申請地を父から借り受けて、新たな農作業場を建設し、乾燥機2台とフレコンスケール置き場として利用する計画としたことから今回の転用申請となりました。

申請地は既存の住宅敷地に隣接するため、農家住宅敷地の拡張となり、拡張後の面積が1,591.97㎡となり、農業用に利用する部分だけで1,000㎡以上になりますが、農業経営面積の拡大、保有する農業機械の増加により農作業場等の増築が必要になったものであり、申請に係る事業の目的から見て、申請面積は適正と認められます。

国の転用許可基準に示されている許可要件としては、申請地の農地の区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、良好な営農条件を備えている農地・第1種農地であると判断します。

第1種農地の転用は原則不許可となっていますが、転用目的が「農家住宅敷地拡張」であり、運用通知第2の1の(1)のイの(イ)のeの(e)による、既存の施設の機能の維持・拡充等のため、既存の施設に隣接する土地に施設を整備するもので、拡張に係る部分の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに該当すると認められることから、農地の区分と転用目的には問題がないと考えます。

申請地は、平成25年1月31日に農振農用地から除外済みであり、入善土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

続いて申請番号3番、申請地は入善町小摺戸〇〇計1筆、台帳地目、現況地目ともに田で、面積は327㎡です。譲渡人は入善町小摺戸〇〇番地の〇〇さんで、譲受人は同じく入善町小摺戸〇〇番地の〇〇さんです。転用目的は「農家分家住宅敷地」で、契約内容は使用貸借権の設定です。

申請者の〇〇さんは、家族構成の変化により、父から、県道に面した申請地を譲り受けて、実家のある地元地区内に自己の住宅を新築し、分家する計画ですが、地元の行事に参加して地区の中心的な活動をしており、今後も同様の活動を続けたいことから、地元地区内で建設する必要があり、今回の申請地での転用申請となりました。

申請地は、住宅、車庫、物置、庭等として利用し、面積は327㎡と500㎡以内であり、必要最小限と認められます。

国の転用許可基準に示されている許可要件としては、申請地の農地の区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、良好な営農条件を備えている農地・第1種農地であると判断します。

第1種農地の転用は原則不許可となっていますが、転用目的が「農家分家住宅敷地」で、運用通知第2の1の(1)のイの(イ)のcの(d)による、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活に必要な施設で集落に接続して設置されるもの」の項目に適合すると認められることから、農地の区分と転用目的には問題がないと考えます。

用地の選定にあたっては、申請地の他には周辺に当該目的を達成できそうな農地以外の土地や第2種農地、第3種農地は存在しないことから、農地の代替性についても申請地は適当であると思われます。

申請地は、平成25年1月31日に農振農用地から除外されており、隣接耕作者の同意書及び入善土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

次に、申請番号4番、申請地は入善町小摺戸〇〇計1筆、台帳地目、現況地目ともに田で、面積は500㎡です。譲渡人は入善町小摺戸〇〇番地の〇〇さんで、譲受人は同じく入善町小摺戸〇〇番地の〇〇さんです。転用目的は「農家分家住宅敷地」で、契約内容は使用貸借権の設定です。

申請者の〇〇さんは、実家で両親と同居していますが、結婚とともに、父から申請地を借り受けて、実家の側に農家分家住宅を新築する予定ですが、実家の両親に子どもの面倒を見てもらいたいことや、将来的に両親の面倒を見たいと考えていることから、実家の側で建設する必要があり、今回の申請地での転用申請となりました。

申請地は、住宅、車庫、物置、庭等として利用し、面積は500㎡であり、必要最小限と認められます。

国の転用許可基準に示されている許可要件としては、申請地の農地の区分は、おおむね10ha以上の

規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、良好な営農条件を備えている農地・第1種農地であると判断します。

第1種農地の転用は原則不許可となっていますが、転用目的が「農家分家住宅敷地」で、運用通知第2の1の(1)のイの(イ)のcの(d)による、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」の項目に適合すると認められることから、農地の区分と転用目的には問題がないと考えます。

用地の選定にあたっては、申請地の他には周辺に当該目的を達成できそうな農地以外の土地や第2種農地、第3種農地は存在しないことから、農地の代替性についても申請地は適当であると思われます。

申請地は、平成25年1月31日に農振農用地から除外されており、隣接耕作者の同意書及び入善土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

続いて申請番号5番、申請地は入善町福島〇〇、福島〇〇計2筆、台帳地目、現況地目ともに田で、合計面積は295㎡です。譲渡人は入善町福島〇〇番地の〇〇さんで、譲受人は同じく入善町福島〇〇番地の〇〇さんです。転用目的は「一般住宅兼車庫」で、契約内容は所有権の移転です。

申請者の〇〇さんは、実家で両親と同居していますが、子どもが生まれたことを機会に、父から申請地を譲り受けて、実家の向かいに一般住宅を新築する予定ですが、実家の両親に子どもの面倒を見てもらいたいことや、将来的に両親の面倒を見たいと考えていることから、実家の側で建設する必要があり、今回の申請地での転用申請となりました。

申請地は、住宅及び車庫敷地として利用し、面積は295㎡であり、必要最小限と認められます。

国の転用許可基準に示されている許可要件としては、申請地の農地の区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、良好な営農条件を備えている農地・第1種農地であると判断します。

第1種農地の転用は原則不許可となっていますが、転用目的が「一般住宅兼車庫」で、運用通知第2の1の(1)のイの(イ)のcの(d)による、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」の項目に適合すると認められることから、農地の区分と転用目的には問題がないと考えます。

用地の選定にあたっては、申請地の他には周辺に当該目的を達成できそうな農地以外の土地や第2種農地、第3種農地は存在しないことから、農地の代替性についても申請地は適当であると思われます。

申請地は、平成25年1月31日に農振農用地から除外されており、隣接耕作者の同意書及び入善土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

最後に、申請番号6番、申請地は入善町入膳字上諏訪〇〇計1筆、台帳地目は田、現況地目は宅地で、面積は72㎡です。譲渡人は入善町入膳〇〇番地の〇〇さんで、譲受人は同じく入善町入膳〇〇番地の〇〇さんです。転用目的は「倉庫兼車庫」で、契約内容は所有権の移転です。

申請者の〇〇さんは倉庫兼車庫を自宅敷地に隣接した農地を利用して建設する計画をたてたことから今回の申請となりました。

国の転用許可基準に示されている許可要件としては、申請地の農地の区分は、都市計画法に規定する用途地域内にある農地であることから第3種農地であり、運用通知第2の1の(1)のエの(イ)に規定されている許可基準のとおり第3種農地の転用は許可することができること、また、農地の代替性は問われないことから、農地の区分と転用目的、及び代替性については問題がないと認められます。

また、申請地は用途地域内にあるため農振除外の手続きは不要であり、隣接耕作者の同意書及び入善土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

なお、申請者が農地法を熟知していなかったため、車庫を増築する際、農地転用の許可を得ないまま、今回申請地に車庫を建設してしまったことから、今回は始末書を添付しての申請となっています。

以上6件です。よろしくお願ひします。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、現地の確認を行った委員から補足説明をお願いいたします。

綿委員

申請番号1番です。実家のそばで新築を計画しており、当該農地しか適地がないとのことでしたので、確認印を押しました。

議長（鍋嶋 太郎）

申請番号2番は、私と中島委員が確認いたしました。〇〇さんは、人・農地プランの中心経営体としても名前が登録されており、地元地域では、認定農業者として期待されております。転用目的も農家住宅敷地拡張ということなので、問題ないと考えます。

松原委員

申請番号3番及び4番は私が確認しました。

申請番号3番については、実家近くの農地で新築を計画しているとのことであるため、問題ないと考え確認の印を押させていただきました。

申請番号4番についても同様の理由で、実家近くの農地で新築を計画しているとのことであるため、問題ないと考え確認の印を押させていただきました。

福澤委員

申請番号5番ですが、譲渡人と譲受人は親子で、譲受人は現在、仕事の関係で魚津市に住んでおられます。実家近くに家を建てたいとお話でしたので、問題ないと考えました。

綿委員

申請番号6番も私が確認しました。申請者は、相続の関係で所有地の権利関係を調査したところ、農地のままだったので、申請したいとのことでした。問題ないと考え、確認印を押しました。

議長（鍋嶋 太郎）

では、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

（質問・意見なし）

議長（鍋嶋 太郎）

他に何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。

よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第62号、農地法第5条の規定による意見進達についてを、原案どおり県知事へ進達することに、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり県知事に進達することに決定いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第5、議案第63号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局から朗読と説明をお願いいたします。

事務局

議案第63号、農用地利用集積計画の決定について。入善町から提出になった農用地利用集積計画につ

いて、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、その決定を求めます。平成25年2月12日提出、入善町農業委員会会長、鍋嶋太郎。今回は140件と件数が多いので、地区ごとに報告させていただきます。

まず新規です。

入善地区4件、14筆、38,310㎡。

上原地区は4件、9筆、16,721㎡。

青木地区は12件、27筆、54,276㎡。

飯野地区は38件、104筆、197,929㎡。

小摺戸地区は16件、60筆、102,280㎡。

新屋地区は13件、48筆、96,733㎡。

櫛山地区は7件、13筆、31,386㎡。

横山地区は4件、14筆、27,463㎡。

舟見地区は6件、22筆、47,328㎡。

野中地区は12件、28筆、42,127㎡。

以上、新規の合計は、116件、339筆、654,553㎡です。

続いて更新です。

入善地区は1件、3筆、7,715㎡。

上原地区はありません。

青木地区は2件、3筆、551㎡。

飯野地区は8件、17筆、34,970㎡。

小摺戸地区は2件、4筆、7,020㎡。

新屋地区は4件、12筆、16,798㎡。

櫛山地区は2件、12筆、23,398㎡。

横山地区は1件、1筆、3,241㎡。

舟見地区はありません。

野中地区は4件、7筆、12,865㎡。

以上、更新の合計は、24件、59筆、106,558㎡です。

次に許可要件の確認ですが、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号については、これらの農用地利用集積計画は全て、入善町が定めた農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に適合していると認められるため、該当すると考えます。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号については、利用権の設定等を受ける者は全て、農用地のすべてを効率的に利用して耕作し、かつ、耕作に必要な農作業に常時従事すると認められるため、該当すると考えます。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項第3号については、利用権の設定等を受ける者は全て、耕作に必要な農作業に常時従事すると認められるため、適用はありません。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項第4号については、全ての案件において、利用権の設定等を受ける土地について、利用権の設定等を受ける者及び所有権等の権利を有する者すべての同意が得られているため、該当すると考えます。

よって、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件のすべてを満たしていると考えます。

以上、今回は新規と更新合わせて合計140件、398筆、761,111㎡の申請です。

次に、農地集積協力金について、説明いたします。

今回、申請のありました利用権の内、国から通知のあった面積要件に該当した申請ですが、経営転換協力金70万円に該当した件数は1件で、金額は70万円です。50万円に該当した件数は24件で、金額は1,200万円です。30万円に該当した件数は18件で、金額は540万円でした。また、分散錯圃解消協力金に該当した件数は15件で、金額は39万5,000円でした。合わせて、対象となる申請は、58件。農地集積協力金の合計は、1,849万5,000円となりました。

また、平成24年度当初の要綱の対象となる面積から算出された協力金の金額から、国から通知のあった面積要件に該当した面積から算出された協力金の金額を差し引くと、経営転換協力金では、50万円か

ら30万円に減額となる申請が計5件で、金額は100万円、分散錯圃解消協力金では、減額となる申請が6件で、金額は7万2,500円でした。合わせて減額は、107万2,500円で、この金額を町の単独補助で補填することになります。

全体の合計で、農家の方に支払われる農地集積協力金は、1,956万7,500円となります。
以上です。よろしくお願いいたします。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

寺崎委員

農林水産省の来年度予算の中に、農地集積協力金に関しては、水田以外に畑も対象にするという話がありました。それに伴い戸別所得補償、来年度予算の中では、経営所得安定対策ですが、これに必ずしも加入していなくてもよいということが、案として出されているようですね。

米山委員

たまたま離農する前年に戸別所得補償制度に加入していないだけで協力金の対象外となる問題について、農林水産省と意見交換会を開き、話しあってきたことで、意見が反映されたのでしょうか。

議長（鍋嶋 太郎）

他に何かございませんか。それでは、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。
よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第63号、農用地利用集積計画の決定についてを、原案どおり決定することに、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。よって、本案件は原案どおり決定することといたします。

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第6、議案第64号、農業委員会委員選挙人名簿登載申請書に意見を付す件を議題といたします。事務局から朗読と説明をお願いいたします。

事務局

議案第64号、農業委員会委員選挙人名簿登載申請書に意見を付す件。農業委員会等に関する法律施行令第3条第1項の規定に基づき、農業委員会委員選挙人名簿登載申請書が別冊のとおり提出されたので、その申請書を入善町選挙管理委員会に送付するにあたり意見を求めます。平成25年2月12日提出、入善町農業委員会会長 鍋嶋太郎。

次のページに記載されているのは、平成25年1月1日現在の各地区の選挙人の申請一覧です。

合計で、農家戸数1,211戸、申請人の内、男性1,957人、女性1,107人、計3,064人、昨年度農家戸数1,318戸です。

農業委員は公職選挙法に基づき選ばれます。普通選挙と同じように選挙人名簿がありまして、名簿は町で作製しますが、農業委員会から選挙管理委員会に名簿を送る際に、農業委員会からの意見を付するというようになっております。意見というのは、申請の内容をチェックして選挙権があるかないかという確認印をつけ、これをもって農業委員会の意見となります。申請用紙は、事務局が農地基本台帳と照合して、確認印を付けて地区ごとにまとめてあります。この結果がお手元の一覧表です。この数字が農業委員会の意見となりますので、この内容で選挙管理委員会に提出してよいかという議案です。なお、今年は農業委員会委員の選挙はありませんが、選挙のない年でも名簿は調整しなければならないことに

なっています。よろしくお願ひします。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

寺崎委員

農業委員会委員の選挙のある年だけ話題になりますが、選挙のない今年のような場合は、農家の関心もあまり高くないような印象を受けます。

議長（鍋嶋 太郎）

他にご意見等はありませんか。ないようでしたら採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしの声によりまして、採決を行います。議案第64号、農業委員会委員選挙人名簿登載申請書に意見を付す件、本案を原案どおり採択することに決定いたしましたと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり採択することに決定いたします。

以上で本日の議題は全て終了いたしました。その他、何かご意見等はございますか。また事務局から何かお知らせはありませんか。

事務局

では、事務局よりお手元の資料の説明をさせていただきます。入善町農作業等標準料金一覧表とありますが、標準賃借料と同じように農作業等標準料金についても、3年に1度、見直しがあり、ちょうど今年がその見直しの年にあたります。

案ということで、平成25年から27年までの3年間の料金を示してあります。

金額については、ここ10年以上変更はなく据え置いてきたという状況です。県で示している最低賃金が時給700円ですので、8時間労働で5,600円となるため、作業料金の最低金額のみ、前回の5,500円から100円増ということになります。他の項目については、据え置きであります。

参考までに、富山県農業会議、近隣の他市町村の農作業等標準料金を載せてあります。東に向かうにつれて作業料金は安くなる傾向があるようです。また、参考の試算として、富山県農業会議の示す算定方法に入善町の実情を反映させて計算し直してみましたが、現在の金額と大きな差はなく、逆に現在より安くなってしまふことから、据え置きを案として提出いたしました。

以上です。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

松原委員

賃金については、わかりますが、その他農作業については、20年前からほとんど変わっておりません。どういう算定で20年間も変わらないのでしょうか。

また、耕起、あらくり、代かきに関して、12,900円では、かなり安いと思います。米価のことなども考えますと富山県農業会議が示している14,000円台が妥当かと思ひます。

また乾燥調製に関してですが、現在農協の乾燥施設は、年間1億円の赤字を出しています。1億円の赤字を加味した作業料金設定にしなければならないのではないのでしょうか。

米山委員

農地標準賃借料については、燃料費が高くなつた分、生産費も高くなるというように、しっかり反映

されてくるわけでありますが、農作業料金については、なぜどこにも反映されないのでしょうか。考慮すべきではないのですか。

事務局

農作業標準料金の算定基準については、過去から、ずっと変更して来なかったという経緯があります。そのため、今回は、富山県農業会議の示す算定方法で試算してみたわけです。その結果、現行の近似値が算出され、据え置きが妥当だろうとなりました。

また、この件については、農協とも事前協議を行っております。その際、特段、乾燥施設に関する話はなく、乾燥調製料金に対する変更の意見もありませんでした。

それぞれ経営規模や経営体ごとにいろんなケースがあるでしょうが、入善町の経営体の平均をとった数字ということになるのではないのでしょうか。

寺崎委員

農作業の受託者として料金を上げてほしいという意見ももっともですが、米価も下がっているなか、農作業を委託している委託者の方に、これ以上の負担を強いるのも難しい話なのではないでしょうか。

松原委員

この農作業等標準料金の最終的な決定は、いつになるのでしょうか。

事務局

2月19日に行われる農作業等標準料金算定会議にて意見を募り、そこで合意すれば、3月の農業委員会にて最終決定となります。

議長（鍋嶋 太郎）

では、他にご意見等はございませんか。

（全員 意見なし）

議長（鍋嶋 太郎）

他にご意見がないようですので、これをもちまして第19回入善町農業委員会を閉会いたします。次回は、平成25年3月11日 月曜日、午後1時30分から行います。

（閉会 午後2時40分）